



平成29年 7月18日

市政記者各位

総務企画局企画調整部

ニュージーランド・オークランド市とスタートアップ支援に関する MOUを締結し、スタートアップの海外展開支援を開始します！

今回のMOU締結に至る経緯や福岡市内のスタートアップが受けられるサービス内容につきましては、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. MOU締結について

姉妹都市交流を行う中で、福岡市・オークランド市の両市ともにスタートアップ支援に力を入れていることから、この度MOUの締結が実現したものです。

なお、福岡市のスタートアップに関するMOU締結は7例目となり、姉妹都市とのスタートアップに関するMOU締結は、ボルドー市に続く2例目となります。

ぜひご利用を！

2. 福岡市内スタートアップが受けられるサービス内容

① 現地の情報収集や創業に関する相談（福岡市に居ながら受けられるサービス内容）

- ・ 現地のマーケット情報や支援制度などの情報収集や支援機関への相談ができます。
- ・ 現地での会社設立などに関する相談が無料で受けられます。
- ・ 現地でのオンラインセミナーや相談会に参加できます。

② 現地でのビジネスマッチング（現地にて受けられるサービス内容）

- ・ 金融機関・業界団体・大学等の紹介、ビジネスマッチングなどのサービスが受けられます。

3. 上記サービスに関する問い合わせ先

フクオカグローバルスタートアップセンター

福岡市中央区大名二丁目6-11 FUKUOKA growth next 1階（福岡市スタートアップカフェ内）

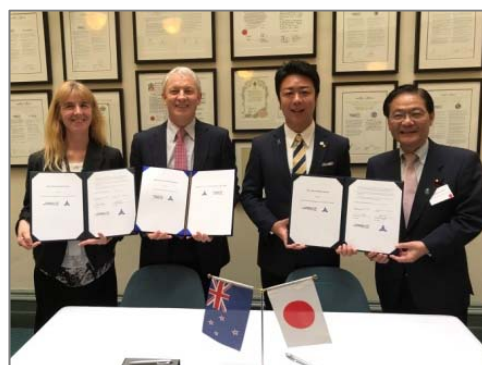
電話番号：080-3940-9455 メールアドレス：fukuoka@startupcafe.jp

4. MOU締結先及び締結日等

MOU締結先：オークランド市

MOU締結日：平成29年7月17日

オークランド市役所にて



【問い合わせ先】

福岡市 総務企画局 企画調整部

担当：二村，橋本 092-711-4706（内線1218）

福岡市とオークランド市との相互協力に関する覚書



締結日 2017年 7月 17日

締結者 福岡市, オークランド市 (以下, 「両市」という。)

1. 前文

1.1. 両市は, 1986年に姉妹都市協定を締結し, 教育, 貿易, 芸術, 観光等, 様々な分野で交流を深めてきた。

2. 覚書の目的

2.1. 両市はオークランドと福岡における革新的なビジネスの技術的および経済的發展に向けた協力関係を促進するため, この覚書を締結する。

3. 原則

3.1. 両市は, 以下の原則および価値に従って, この覚書の目的のためにお互いの関係を遂行することを確約する。

- a) お互いの共通の目標と作業プログラムへの理解と共有
- b) 双方の利益および知識の尊重
- c) 関連性のある適切な情報のオープンなコミュニケーション
- d) ソリューションに焦点を当てたアプローチの選択

3.2. 明確なコミュニケーションのため, 本覚書の内容に関する公式声明は双方の合意によって行われるものとする。

4. 協力の目的

4.1. 両市の技術的, 経済的發展を目的とし, 協力できる範囲内で支援を行うことを意図するものである。かかる支援は以下を含む。

- a) 両市のネットワーク構築の機会提供のための情報交換及び情報提供

- b) 両市への進出に関心のあるテクノロジー関連スタートアップ及び成長企業又は個人への情報提供
- c) 前号の企業や個人の間での直接的な連携の促進
- d) 在留資格取得や会社設立に関する情報の取得支援
- e) 会社設立に伴う費用などに対する（利用可能な）金銭的補助に関する情報提供
- f) 金融機関と連携した支援
- g) 関連する業界団体やネットワークの紹介
- h) 大学や他の高等教育機関の紹介

5. 開始日、解約日および有効期限

- 5.1. 本覚書は、直近の署名が行われた日をもって発効し、2年間の効力を有する。
- 5.2. 両市が有効期間の満了前3ヶ月以内に書面で同意する場合、本覚書はさらに2年間更新することができる。
- 5.3. 両市はいずれも、相手方に対し3ヶ月前に書面による通知を送付することにより、本覚書を終了することができる

6. 修正

- 6.1. 本覚書は、両市の書面合意によって、修正することができる。

7. 機密保持

- 7.1. 機密情報とは以下をさす。
 - a) 本覚書に関連し、又はそこから生じる全ての情報及び書類、並びに締結日以前に開示された本覚書に関する情報や書類
 - b) 本質的に機密である情報、開示者が受領者に機密情報であることを示した情報及び本覚書に含まれる情報
- 7.2. 機密情報は以下を含まない。

- a) 本覚書締結日時点で公開されている情報，又は受領者側の過失によるもの以外でその後公開となった情報
- b) 第三者から信用をもって渡された情報
- c) 本覚書の締結日において受領者によって独自に開発されていた，又は既に適切に所有しており，受領者が書面による記録によって事前に保持していたと証明できる情報

7.3. 機密情報の受領者は

- a) 受領者が適切に保管し，開示に関係なく機密として扱う。
- b) 本覚書に関して要求された以外の目的でこれを使用しない。
- c) 職員，役員または専門顧問に，必要がある場合のみ開示する。

7.4. この第7条による制限は，法律または政府当局によって開示が要求される場合は適用されない。

7.5. オークランド市は，地方政府公式情報会合法 1987（以下「LGOIMA」という。）に基づき，本覚書に関する情報を開示する前に福岡市に通知する。このような要請は，通常の方法をもってオークランド市で処理する。

- a) オークランド市の本覚書への関与は，オークランド市の行政機関および地方の取締役会（該当する場合）による監督の対象となり，その他の公的説明責任および報告要件の対象となる。
- b) オークランド市は，これらの手段を通じて定期的に本覚書に関する報告を行い，その一部は LGOIMA に基づく機密性の除外が適用されない限り，公開の議題になる可能性がある。

7.6. 福岡市は，本覚書に関する情報開示請求について，福岡市情報公開条例等の規定に基づき処理する。

8. 法的責任

- 8.1. 本覚書から生じるいかなる費用、義務、損害、喪失、請求または法的手続について、いずれの市も相手の市に対して法的責任を負わず、いかなる利益の損失、事業喪失、間接的損失に関しても、相手の市に対して法的責任を負わない。
- 8.2. 第 11 条第 1 項の規定に基づき、両市は、本覚書の定めが双方に対して法的拘束力を有しないことに同意する。
- 8.3. 両市の書面による同意がある場合又は本覚書で別途規定されている場合を除き、両市は、本覚書に基づく義務を履行する上で発生する、各種調達費用、交通費、宿泊費を含めた各自の費用と経費を負担する。

9. 紛争

- 9.1. 本覚書に関連する紛争または問題が発生した場合は、速やかに紛争の詳細を相手の市に通知する。
- 9.2. 紛争又は問題の通知を受けた後、市の代表者は速やかに、偏見を持たず善意の交渉によって紛争または問題の解決を試みる。
- 9.3. 紛争又は問題が通知されてから 30 日以内に解決されなかった場合は、いずれかの市が別の形態の紛争解決を追求することができる。

10. 通知

- 10.1. 両市はいずれも、本覚書のもとで、受領者によって最後に通知された電子メールアドレスに正式な通知を行うことができ、その通知は受領した時点で効力を持つ。
(受領者の電子メールサーバーで正常に受領された場合)

11. 通則

- 11.1. 本覚書は法的拘束力を持つものではなく、両市に対して法的拘束力を有する第 7 条、第 8 条および第 11 条を例外として、本覚書の両市間で法的義務または法的権利が生じず、これらの条項は本覚書の終了後も存続するものとする。
- 11.2. 本覚書は、ファックス及び電子メールを含む任意の数の副本で実行することができ、それらの全てが 1 つの文書を構成する。
- 11.3. 本覚書は、英語、日本語、テ・レオ・マオリ語の 3 部作成し、署名するものとする。

2017年 7月 17日

福岡市長

高島 宗一郎



オークランド市長

Phil Goff

